

第二次大分県特別支援教育推進計画

平成25年2月

大分県教育委員会

目 次

第二次大分県特別支援教育推進計画の必要性及び基本方針等

1	計画の必要性	
	(1) 大分県の特別支援教育に係る現状	1
	(2) 国の動向	2
	(3) 第二次大分県特別支援教育推進計画検討委員会の答申	3
2	計画の基本方針と概要	4
3	計画の期間	4

I すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上

1	現状及び課題	5
2	基本的考え	5
3	今後の計画	
	(1) 特別支援教育に関する基礎的理解の促進	5
	(2) 小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室の担当教員の資質向上	6
	(3) 特別支援学校等の教職員の専門性向上のための研修の見直し	6

II 特別支援学校の教育環境及び教育内容の整備・充実

1	現状及び課題	7
2	基本的考え	7
3	今後の計画	
	(1) 特別支援学校の再編整備	7
	(2) 特別支援学校における指導・支援の充実	8

III 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の推進

1	現状及び課題	11
2	基本的考え	12
3	今後の計画	
	(1) 幼稚園、小・中学校における特別支援教育の推進	12
	(2) 高等学校における特別支援教育の推進	13

第二次大分県特別支援教育推進計画の必要性及び基本方針等

1 計画の必要性

(1) 大分県の特別支援教育に係る現状

平成20年3月に策定した大分県特別支援教育推進計画（以下「現計画」という。）は平成24年度までを計画期間とし、大分支援学校高等部や宇佐支援学校中津校の新設、関係特別支援学校での複数の障がい種の受入れ、公立の幼稚園、小・中学校、高等学校の校内支援体制の整備、特別支援学校教諭免許状保有率向上等を実施してきた。

現計画策定から4年余りが経過した現在、本県の各学校では次のような状況が見られる。

① 特別支援学校の状況

ア 在籍者数、特に知的障がい特別支援学校^(※)高等部生徒数の増加

(各年度5月1日現在)

項目	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数(名)		988	1008	1033	1077	1105	1138
知的障がい特別支援学校高等部の生徒数(名)		342	349	355	385	413	420

※知的障がい特別支援学校は、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校である。本県では、県立特別支援学校16校のうち11校が知的障がい特別支援学校である。

イ 知的障がい特別支援学校高等部卒業生の一般就労率の低迷

項目	卒業年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
大分県の一般就労率(%)		14.4	14.6	15.1	17.9	13.9	16.1
全国平均の一般就労率(%)		25.8	27.1	26.4	26.7	27.4	未公表

② 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

ア 小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室^(※)の設置数、対象となる児童生徒数の増加

(各年度5月1日現在)

教育の場	項目	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
特別支援学級	学級数 (学級)		273	289	307	336	385	433
	児童生徒数 (名)		719	810	900	981	1106	1240
通級指導教室	教室数 (教室)		21	23	23	37	39	48
	児童生徒数 (名)		110	133	124	170	180	229

※通級指導教室は、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒（学校教育法施行規則第140条の各号のいずれかに該当する者）が、主として教科等の指導を通常の学級で受けながら、障がいの状態の改善・克服に必要な特別の指導を受ける教育の場である。本県では、言語障がい、難聴、LD・ADHDの児童生徒を対象とする通級指導教室を設置している。

イ 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもの在籍率の増加

(大分県独自調査^(※)により把握した在籍率)

調査実施年 \ 学校種別等	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
平成20年 (%)	2.3	3.2	2.4	1.1
平成22年 (%)	2.0	3.4	3.1	1.1

※本県では、文部科学省が平成14年に行った調査項目を参考とし、国公立・私立のすべての学校を対象に学習面や行動面で特別な支援を必要とする子どもに関する調査を実施した。

この調査結果は、学習面や行動面で何らかの支援が必要であると学級担任が判断した子どもの割合を示すものであり、発達障がいのある子どもの在籍率を表すものではない。

ウ 各学校の特別支援教育体制の整備の遅れ

(平成23年9月1日現在)〈%〉

項目 \ 学校種別等	公立幼稚園		公立小学校		公立中学校		公立高等学校	
	県平均	全国平均	県平均	全国平均	県平均	全国平均	県平均	全国平均
校内委員会の設置 ^(※1)	85.1	89.8	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0	98.2
生徒等の実態把握の実施	96.3	98.5	99.7	98.8	97.7	97.2	59.2	83.4
個別の指導計画の作成 ^(※2)	44.0	71.8	80.7	93.4	76.7	89.1	14.3	32.1
個別の教育支援計画の作成	38.1	59.0	67.0	81.7	72.9	79.1	16.3	29.6

※1 校内委員会は、障がいのある子どもの実態把握や支援方策の検討等を行うためにそれぞれの学校が設置する特別支援教育に関する委員会である。

※2 個別の指導計画は、子ども一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、学校の教育課程や指導計画等を踏まえ、個別の具体的な目標・内容・方法を盛り込んだ指導の計画である。また、個別の教育支援計画は、障がいのある子ども一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応するという考え方の下に、医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立ち一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として作成する支援計画である。

このように、すべての学校種で障がいのある子ども、あるいは特別な支援を必要とする子どもの在籍数等が増えている。また、全国の場合と比較して、知的障がいのある生徒の一般就労率の低迷、幼稚園、小・中学校、高等学校の特別支援教育体制の整備の遅れという現状もある。

そこで、特別支援学校、幼稚園、小・中学校、高等学校の通常の学級、小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室のそれぞれの場で行われる特別支援教育をより充実させるために、現計画終了後も効果的で計画的な施策を講じる必要がある。

(2) 国の動向

現計画に基づく様々な施策に着手した後、国においては平成18年12月に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約(政府仮訳)の批准に向け、労働、雇用、

教育及び医療等の様々な分野での審議が始まり、平成23年8月には、可能な限り障がい者である児童生徒が障がい者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮することを趣旨とした障害者基本法（昭和45年法律第84号）の一部を改正する法律が公布・施行（一部を除く）された。

今後の方向性については現在も議論が交わされているところだが、教育分野については、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会が平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^(※)構築のための特別支援教育の推進（報告）」を公表した。

この報告では、「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要で、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要」としている。

この他、今後の就学相談・就学先決定の在り方、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進、教職員の専門性向上の必要性等、本県の今後の特別支援教育を推進、充実させるための方向性を検討する上で注視すべき内容がまとめられている。

※インクルーシブ教育システム（仮訳：包容する教育制度）とは、障がいのある者と障がいのない者が同じ場で共に学ぶ仕組みをいう。

また、文部科学省が平成24年2月から同年3月にかけて実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果が平成24年12月に公表された。この調査は、全国（岩手、宮城、福島を除く。）の公立小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を対象とし、各質問事項に担任教員が回答するものである。

この調査結果で、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は、小・中学校全体で6.5%（推定値）であること等が明らかにされた。また、本調査の協力者会議はこの調査結果を受け、教員研修において各学校の特別支援教育コーディネーターを始めとする教員全体の専門性を向上させること、特別支援教育に関する校内体制の一層の工夫・改善が必要であること等を指摘している。

（3）第二次大分県特別支援教育推進計画検討委員会の答申

県教育委員会では、本県特別支援教育の現状と課題を踏まえた今後の特別支援教育の在り方について総合的に検討することを目的に、第二次大分県特別支援教育推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を平成24年4月に設置した。検討委員会では、国の動向を勘案するとともに、前述の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級在籍者数の増加、特別支援学校高等部卒業生の一般就労率の低迷等の現状を丁寧に見て、特別支援学校の教育環境に関する諸課題への対応、すべての教職員の特別支援教育に関する資質の向上等について審議を重ねた。そして、審議結果を「大分

県における今後の特別支援教育の方向性」としてまとめ平成24年11月に答申した。

この答申では、「障がいのある子どもが自立し社会参加するために必要な教育が受けられるようにするためには、物理的な環境を整えるだけでなく、障がいのある子ども一人一人にとっての自立を検討し、子どもや保護者の期待に応える指導・支援を行うという教員の資質向上や校内の指導・支援体制の充実という面の環境を、特別支援学校だけでなくすべての学校で整備することが重要である」とまとめられている。

2 計画の基本方針と概要

県教育委員会では、本県の特別支援教育に係る現状、国の動向や検討委員会の答申を踏まえ、本県の特別支援学校、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育を充実させるための総合的な計画が必要であると考え、第二次大分県特別支援教育推進計画（以下「第二次推進計画」という。）を策定することとした。

第二次推進計画の基本方針は次のとおりとし、具体的な方策を三点でまとめた。

【第二次推進計画の基本方針】

本県の特別支援教育の現状と課題を踏まえ、特別支援学校、幼稚園、小・中学校、高等学校の通常の学級、小・中学校における特別支援学級及び通級指導教室のそれぞれの学びの場において、障がいのある子どもの教育的ニーズに最も的確に応える指導や支援を行うための物的・質的な充実を図る。

【具体的な方策】

- I すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上
- II 特別支援学校の教育環境及び教育内容の整備・充実
- III 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の推進

3 計画の期間

第二次推進計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5箇年とする。

なお、第二次推進計画実施中に、障害者の権利に関する条約の批准に向けた法令改正などがあった場合は、必要に応じて施策の見直し・修正を行うものとする。

I すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上

1 現状及び課題

- 県立特別支援学校では、在籍する子どもの障がいの状態が重度・重複化、多様化しており、指導・支援の内容及び方法について、より一層の専門性の充実が求められている。
- 公立小・中学校では、児童生徒の障がいの状態に即した指導を行う特別支援学級及び通級指導教室の増設に伴い、これらを担当する教員が増加している。特別支援学級及び通級指導教室の担当教員は、各学校における特別支援教育を推進する上での重要な担い手であるため、一人一人の専門性を向上させる必要がある。
- 文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」で、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、小・中学校全体で6.5%（推定値）であることが明らかになった。本県独自で実施した同様の調査でも、県内の幼稚園、小・中学校、高等学校の通常の学級に在籍する子どもの一部が学習面や行動面で困難があることを把握している。こうした状態の子どもに対する適切な指導や必要な支援を行うため、管理職を含むすべての教職員は、特別支援教育に関する基礎的な事項に関する理解を深める必要がある。

2 基本的考え

- 特別支援学校、小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室という特別な教育の場を担当する教員の専門性の向上を図るとともに、すべての教職員の特別支援教育に関する一定の知識・技能を担保し、すべての学校で特別支援教育の一層の充実を図る。

3 今後の計画

(1) 特別支援学校等の教職員の専門性向上のための研修の見直し

特別支援学校では、教育の対象とする障がいの種別が学校によって異なり、校内の同学年でも一人一人の障がいの状態や発達の段階、指導上配慮を要すること等も異なるため、様々な障がいに対応する高い専門性が求められる。

また、幼稚園、小・中学校、高等学校の通常の学級に在籍する学習面や行動面で著しい困難がある子どもに対する適切な指導や必要な支援を行うためには、教職員の発達障がい等に関する理解をより一層深め、専門性を向上させなければならない。

そこで、質の高い指導及び支援を行えるようにするために現在の研修内容を見直し、

特別支援学校等の教職員の専門性の向上を図る。

(2) 小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室の担当教員の資質向上

公立小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室では、対象となる児童生徒の障がいの種類や程度に即した特別な教育課程を編成して指導に当たることが必要である。

そこで、指導計画作成の留意点や指導例をまとめた「特別支援学級及び通級指導教室の指導の手引」(仮称)を作成し、特別支援学級や通級指導教室を担当する教員を対象に、この手引を活用した研修を実施する。

なお、特別支援学級や通級指導教室での指導・支援の一貫性を担保するためには、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用が重要であるため、これらの計画の作成・活用に関する理解を深めるための研修内容を充実させる。

(3) 特別支援教育に関する基礎的理解の促進

幼稚園、小・中学校、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する指導や支援に学校が組織的に取り組むためには、教職員全員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を身に付けることが重要である。

そこで、公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校のすべての教職員を対象とした特別支援教育基礎研修(仮称)を、平成25年度から実施する。

Ⅱ 特別支援学校の教育環境及び教育内容の整備・充実

1 現状及び課題

- 県立特別支援学校全体の在籍者数は増加している。特に、知的障がい特別支援学校では高等部の生徒数が増加しており、小・中学校の特別支援学級の増設により、義務教育終了後の進学先として特別支援学校高等部を志願する生徒が増えることが今後も予想される。

この動向に伴い、普通教室の不足、運動場や体育館の狭さが課題となっている学校がある。また、高等部生徒数増加に伴って教育的ニーズが多様化しており、これに応じた教育内容の整備、進路指導の充実が必要である。

- 現計画に基づき、関係特別支援学校で複数の障がい種の受入れを開始しており、在籍する子どもの障がいが重複化、多様化している。

そのため、各特別支援学校は子ども一人一人の障がいの状態に即した適切な指導及び必要な支援の一層の充実に組織的に取り組むことが求められている。

- 本県の知的障がい特別支援学校高等部卒業生の一般就労率は、全国平均と10ポイント程度の開きがある。一般就労を希望する生徒・保護者のニーズに応じるよう組織的な取組が求められている。

2 基本的考え

- 在籍者数の推移や学校の施設設備の状況、卒業後の進路状況等を検証し、対策を急ぐ課題への対応について方向性を定める。

- 障がいのある子ども一人一人の可能性を最大限引き出し、生徒・保護者のニーズに応じた指導や支援を行うため、学校運営、指導・管理体制を強化するとともに、自立と社会参加を見通した教育の充実を図る。特に、一般就労を希望する生徒・保護者のニーズに応える高等部の職業教育や組織的な進路指導を充実させる。

3 今後の計画

(1) 特別支援学校の再編整備

① 中津地区特別支援学校の新設

宇佐支援学校の分校である宇佐支援学校中津校は、開設当初の予想を上回る在籍者数となった。

そこで、指導体制、進路支援体制及び学校管理体制を強化するため、中津地区の新設特別支援学校として中津支援学校を平成25年度に設置する。

② 日出、由布、佐伯、竹田の各支援学校への高等部新設

日出、由布、佐伯、竹田の各支援学校に特別支援学校高等部分教室を設置しており、各支援学校の半数近くを占めるほど在籍者数が増加している。

そこで、これら4校の小学部、中学部、高等部の一貫性のある指導体制、進路支援体制及び学校管理体制を強化するため、平成25年度に日出、由布、佐伯、竹田の各支援学校に高等部を新設する。

③ 別府地区の特別支援学校4校の在り方の検討

別府地区には、南石垣支援学校、別府支援学校、別府支援学校鶴見校、別府支援学校石垣原校の4校を設置している。このうち、別府支援学校鶴見校及び石垣原校は、医療機関や施設に入院・入所する子どもの教育を保障するために病院等に併設した学校である。4校それぞれの在籍者数は増減の傾向が異なっており、空き教室が見られる学校がある一方で、最も在籍者数が多い南石垣支援学校は運動場や体育館が狭く、教室不足も深刻になりつつある。

そこで、別府地区4校の今後の在り方に関する検討を平成25年度から開始する。

なお、検討に当たっては、各学校の在籍者数の推移や施設の活用状況を見るとともに、専門性の高い教育の確保、施設設備の有効活用等を観点とする。

(2) 特別支援学校における指導・支援の充実

① 一貫性のある組織的な指導体制の確立や教育の充実の着実な実行

特別支援学校では、現計画に基づいて複数の障がいを対象としたこと、それぞれの障がいに即した専門的な教育を行う場として本人・保護者の期待が高まっていること等を背景に在籍者数が増加している。また、医療的ケアが必要な子どもや社会生活への適応が困難な子どもなど、障がいが多様化している。

そのため、在籍する子ども一人一人の自立と社会参加に向けて、各特別支援学校では、視覚障がい、聴覚障がい等の障がい種別に関する教職員の専門性を高めるとともに、子ども一人一人の障がいの状態や程度に即した適切な指導及び必要な支援を一層充実させることが求められる。

そこで、各学校では次の観点で組織的な取組をする。

ア 幼稚部、小学部、中学部、高等部の一貫性のある指導体制の確立

学校長のリーダーシップの下、教務主任、学部主事、進路指導主任を柱とした学部間の連携を強化させ、幼稚部、小学部、中学部、高等部の一貫性のある指導体制を確立する。

イ 専門性の高い教育の実践

学部主事、学年主任を中心とした組織的な授業改善に取り組むとともに、医療・福祉・労働等の関係機関から専門的な情報を収集し、学校全体としての専門性を確保する。

ウ 子どもの将来を見通したキャリア教育の推進

高等部入学前の早い時期から長期的な展望に立った個別の教育支援計画を作成するとともに、各学校が組織としてキャリア教育を計画的に推進するための「キャリア教育全体計画」の充実を図る。

なお、子どもの進路選択に際しては保護者に十分な情報を提供することが必要であるため、保護者を対象とした企業や施設の見学、進路研修等の高等部卒業後の進路を見据えた取組を推進する。

また、こうした取組が着実に実行され、子どもたち一人一人の自立と社会参加を目指した指導・支援体制を各学校が確立するためには、絶えず成果を検証し、必要に応じた改善を図る必要がある。

そこで、県教育委員会は、学識経験者、障がい者団体関係者等で構成する第三者評価委員協議会（仮称）を平成25年度に設置し、各学校の様々な取組に対する専門的知見からの評価・助言を行うことにより、各学校の教育の改善・充実を着実に行う。

② 知的障がい特別支援学校における一般就労を目指した組織的な取組の充実

知的障がい特別支援学校高等部では、在籍者数の増加に伴い生徒一人一人の障がいの状態の重度・重複化、多様化がうかがえる。また、中学校の特別支援学級の増設に伴う高等部志願者が今後も増えることが予想され、高等部卒業後の多様な進路希望に応える教育内容や進路指導の一層の充実が求められる。

そこで、次の観点で一般就労を旨とした組織的な取組を充実させる。

ア 高等部の職業教育の充実

知的障がい特別支援学校11校を対象とした「知的障がい特別支援学校高等部連絡協議会」（仮称）を平成25年度に設置し、職業コース導入校の教育課程編成等の特色ある取組の情報交換や協議等を行うことを通して、各学校高等部の職業教育のより一層の改善・充実に取り組む。

また、県教育委員会は、職業コース卒業生の進路状況等を観点として一般就労の促進に関する取組の成果を検証するとともに、より一般就労につながる高等部の職業教育の在り方について今後も検討を進める。

イ 地域の関係機関等との連携の強化

障がいのある生徒の進路決定に際しては、生徒・保護者の就労に関する不安や企業及び事業所の雇用に対する不安を払拭するとともに、企業及び事業所等へ就労した後も継続して働くことができるような支援体制を

作ることが急務である。

そこで、知的障がい特別支援学校11校で、地域の関係機関を繋ぐ就労支援ネットワーク（仮称）を平成25年度に設置し、各地域の労働・福祉に関わる関係機関、事業所等とのネットワークを強化するとともに、進路指導主任を核とした組織的な進路指導を行い、生徒・保護者、企業及び事業所等に対し、学校卒業までの支援、さらには卒業後の就労の状況に応じた支援を行う。

ウ 就労支援アドバイザーのノウハウの活用

高等部職業コースを導入した知的障がい特別支援学校4校に配置した就労支援アドバイザーは、企業のニーズの把握、生徒の就労能力の発見・評価、生徒と企業のマッチング等の役割を担い、配置校の就労支援体制が充実してきた。

そこで、就労支援アドバイザーのノウハウをすべての特別支援学校で活用できるように就労支援ハンドブック（仮称）を作成するとともに、現在実施している就労支援情報交換会を通して雇用情報等を共有する。

Ⅲ 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の推進

1 現状及び課題

- 平成23年8月に、可能な限り障がい者である児童生徒が障がい者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮することを趣旨とした障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行（一部を除く）された。

平成24年7月公表の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、就学相談・就学先決定に関わる市町村教育委員会の今後の責務について次のようなことが述べられている。

- ・ 就学基準に該当する障がいのある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みから、本人の教育的ニーズや本人・保護者の意見、教育学、医学等の専門的見地の意見等を踏まえた総合的な観点で就学先を決定する仕組みとすること、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし市町村教育委員会が決定することが適当。
- ・ 子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、早期からの教育相談や就学相談により本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等で保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めて保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援につなぐことが重要。そのため、市町村教育委員会が保護者や専門家の協力を得つつ個別の教育支援計画を作成し適切に活用することが重要。

- 幼稚園、小・中学校、高等学校では、特別な支援を必要とする子どもに対する指導の目標や内容、支援を明確にし、担当教員が替わっても一貫性のある教育を行うことが必要である。そのため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を適切に作成・活用することが求められるが、本県の公立の幼稚園、小・中学校、高等学校におけるこれらの計画の作成率は、全国平均を下回っている。これらの計画の作成の意義を周知するとともに、活用を図る必要がある。
- 平成24年の文部科学省の調査結果で、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す子どもの割合が、小学校全体で7.7%、中学校全体で4.0%（ともに推定値）であることが明らかになった。また、平成22年に本県独自で実施した同様の調査では、公立高等学校（全日制・定時制）の在籍生徒の1%程度が学習面や行動面で特別な支援を必要としていることを把握している。

知的発達遅れを伴わない発達障がいのある子どもは、現行制度では特別支援学校の教育の対象とならないため、学習面や行動面で特別な支援を必要とする高等学校の生徒に対するきめ細かな対応を行う必要がある。

2 基本的考え

- 市町村教育委員会は、障がいのある子どもに対する早期からの就学相談及び適切な就学指導、幼稚園、小・中学校の特別支援教育体制の整備に関する指導・助言を行わなければならない。

そこで、県教育委員会は、これらを適切に行えるようにするための指導・助言及び必要に応じた援助を行う。

- 高等学校の特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援を充実させるため、校内支援体制を強化する。

3 今後の計画

(1) 幼稚園、小・中学校における特別支援教育の推進

① 障がいのある子どもに対する適切な就学指導の推進

就学先決定に関わる国の法令改正の動向を見て就学指導の在り方を整備し、「就学指導の手引」を改訂する。また、市町村教育委員会が障がいのある子どもに対する適切な就学指導を行えるようにするため、この手引を活用した就学指導講習を行い、就学相談や就学先決定に関する周知を図る。

なお、市町村教育委員会の要請に応じて医学、心理学等の専門的知見を有する者を派遣し、就学相談での助言を行う取組を今後も推進する。

② 各学校の特別支援教育体制の整備・充実

特別な支援を必要とする子ども一人一人に対する指導・支援の妥当性や一貫性を担保するためには、各学校で個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を推進し、これらの計画に基づいた指導・支援に対する教職員の共通理解を図ることが必要である。

そこで、県教育委員会では、特別支援学校のセンター的機能をいかして特別支援教育に関する研修の開催、「個別の教育支援計画等作成・活用相談」（仮称）の実施等の取組を行うようにし、特別支援学級及び通級指導教室を設置する学校やそれらを担当する教員、さらには特別な支援を必要とする子どもの担当教員等に対する助言・援助を行う。

(2) 高等学校における特別支援教育の推進

① 高等学校特別支援教育協議会（仮称）の設置

高等学校における特別支援教育を推進するためには、まず、本県の課題把握や先行研究の情報収集等を行うことを通して、本県の状況に応じた今後の方策を検討することが必要である。

そこで、学識経験者、高等学校の特別支援教育コーディネーター等で構成する高等学校特別支援教育協議会（仮称）を平成25年度に設置し、調査・研究を行いながら高等学校における特別支援教育推進の方策を検討する。

② 各高等学校での校内支援体制の整備・強化

高等学校特別支援教育協議会（仮称）での調査・研究、課程や学科等を考慮した高等学校での実践的取組を基にしたテキスト等をまとめ、各高等学校での校内支援体制を整備、強化するために活用できるようにする。

第二次大分県特別支援教育推進計画

平成25年2月発行

編 集 大分県教育庁特別支援教育課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

TEL : 097 (506) 5537

FAX : 097 (506) 1795

E-mail : a31860@pref.oita.lg.jp
